

国立大学法人東京農工大学事務組織規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 事務組織(第3条—第20条の2)</p> <p>第3章 所掌事務(第21条—第32条)</p> <p>第4章 雑則(第33条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第2章 事務組織 (コンプライアンス推進室)</p> <p>第4条 本学に、コンプライアンス推進室を置く。</p> <p>2 <u>コンプライアンス推進室に、コンプライアンス推進室長を置く。</u></p> <p>3 <u>コンプライアンス推進室長は、学長の命を受け、コンプライアンス推進室の事務を処理する。</u></p> <p>(部課等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 経営部に、財務課及び施設整備課を置く。</p> <p>4 総務部に総務課、<u>企画課、人事課</u>を置く。</p> <p>(研究推進室、産学連携室、研究リスクマネジメント室及び図書館支援室)</p> <p>第6条の2 <u>教学支援部研究支援課に、研究推進室、産学連携室、研究リスクマネジメント室及び図書館支援室を置く。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 事務組織(第3条—第20条の2)</p> <p>第3章 所掌事務(第21条—第33条)</p> <p>第4章 雑則(第34条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第2章 事務組織</p> <p>第4条 削除</p> <p>(部課等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 経営部に、<u>経営企画課、財務課</u>及び施設整備課を置く。</p> <p>4 総務部に、<u>総務課、人事課、法務・コンプライアンス課</u>及び学術情報課を置く。</p> <p>(広報室及び環境安全管理室)</p> <p>第6条の2 <u>総務部総務課に、広報室及び環境安全管理室を置く。</u></p>	<p>事務組織改組に伴う改正</p>

(情報化推進室及び環境安全管理室)

第7条 総務部総務課に、情報化推進室及び環境安全管理室を置く。

(府中地区事務部)

第8条 府中地区事務部に、学生支援室、総務室、会計室及び附属センター事務室を置く。

(小金井地区事務部)

第9条 小金井地区事務部に、学生支援室、総務室、会計室、戦略企画室及び生物システム応用科学府事務室を置く。

(課等の係)

第10条 監査室、コンプライアンス推進室、課、課に置く室及び地区事務部に置く室(以下「課等」という。)に、当該課等の所掌事務を分掌させるため、係を置く。

2 (略)

第3章 所掌事務

(監査室)

第21条 監査室においては、次の事務をつかさどる。

(1) 業務監査及び会計監査の企画・立案及び実施に関すること。

(2)・(3) (略)

(コンプライアンス推進室)

第22条 コンプライアンス推進室においては、次の事務をつかさどる。

(1) コンプライアンス推進本部の事務に関し、総括し、連絡し、及び調整すること。

(2) コンプライアンス推進計画の策定及び実施に関すること。

(3) コンプライアンスに関する点検の実施に関すること。

(図書館支援室)

第7条 総務部学術情報課に、図書館支援室を置く。

(府中地区事務部)

第8条 府中地区事務部に、学生支援室、総務室、会計室、戦略企画室及び産学連携室を置く。

(小金井地区事務部)

第9条 小金井地区事務部に、学生支援室、総務室、会計室、戦略企画室、生物システム応用科学府事務室及び産学連携室を置く。

(課等の係)

第10条 監査室、課、課に置く室及び地区事務部に置く室(以下「課等」という。)に、当該課等の所掌事務を分掌させるため、係を置く。

2 (略)

第3章 所掌事務

(監査室)

第21条 監査室においては、次の事務をつかさどる。

(1) 業務監査及び会計監査の企画・立案及び実施に関すること。

(2)・(3) (略)

(削る)

- (4) コンプライアンス教育の実施に関すること。
- (5) コンプライアンス事案の事務に関し、連絡調整すること。
- (6) コンプライアンス事案の再発防止策の検討、周知及び検証に関すること。
- (7) コンプライアンスに係る情報収集・発信に関すること。
- (8) その他コンプライアンスに関すること。

(学務課)

第 23 条 教学支援部学務課(教育支援室及び国際交流室を除く。)においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 教務及び学生生活支援の事務に関し、総括し、連絡し、及び調整すること。
- (2) 学務課に係る総務・会計に関すること。
- (3) 教育・学生生活委員会等の諸会議に関すること。
- (4)～(6) (略)
- (7) 学務情報システムの企画・管理・運営に関すること。
- (8)～(19) (略)
- (20) 所掌事務の調査、統計及び報告に関すること。
- (21) (略)
- (22) (略)

2 教学支援部学務課教育支援室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 教育改革に関し、企画・立案し、連絡し、及び調整すること。
- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) 教育情報の収集・管理及び発信に関すること。

(学務課)

第 22 条 教学支援部学務課(教育支援室及び国際交流室を除く。)においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 教務及び学生生活支援に係る事務の総括、企画、立案及び連絡調整に関すること。
- (2) 教育改革に関する企画及び立案に関すること。
- (3) 教育情報の収集、管理及び発信に関すること。
- (4)～(6) (略)
- (7) 学務情報システムの企画、管理及び運営に関すること。
- (8)～(19) (略)
- (削る)
- (20) (略)
- (21) (略)

2 教学支援部学務課教育支援室においては、次の事務をつかさどる。

- (削る)
- (1) (略)
- (2) (略)
- (削る)

<p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) <u>所掌事務の調査、統計及び報告に関すること。</u></p> <p>(10) <u>その他教育支援全般に関すること。</u></p> <p>3 教学支援部学務課国際交流室においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>国際交流の事務に関し、総括し、連絡し、及び調整すること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>外国人留学生の受入れ及び日本人学生の海外派遣に係る事務に関し、総括し、連絡し、及び調整すること。</u></p> <p>(4) <u>国際交流委員会等の諸会議に関すること。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>その他国際交流及び留学交流の事務に関すること。</u></p> <p>(入試企画課)</p> <p>第24条 教学支援部入試企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>入試に関し、総括し、企画・立案し、及び連絡調整すること。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) <u>入学試験委員会等の諸会議に関すること。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>所掌事務の調査、統計及び報告に関すること。</u></p> <p>(7) <u>その他入試に関すること。</u></p>	<p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(7) <u>その他教育支援に関する事務を処理すること。</u></p> <p>3 教学支援部学務課国際交流室においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>国際交流に係る事務の総括及び連絡調整に関すること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>外国人留学生の受入れ及び日本人学生の海外派遣に係る事務の総括及び連絡調整に関すること。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>その他国際交流及び留学交流に関する事務を処理すること。</u></p> <p>(入試企画課)</p> <p>第23条 教学支援部入試企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>入試に係る事務の総括、企画、立案及び連絡調整に関すること。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(5) <u>その他入試に関する事務を処理すること。</u></p>	
--	--	--

<p>(研究支援課)</p> <p><u>第25条 教学支援部研究支援課(研究推進室、研究リスクマネジメント室及び図書館支援室を除く。)</u>においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>研究支援及び研究助成事務</u>に関し、<u>総括し、企画し、立案し、及び連絡調整</u>すること。</p> <p>(2) <u>共同研究、受託研究及び寄附金</u>に関する<u>こと。(他の課等の所掌に属する事務を除く。)</u></p> <p>(3) <u>学術研究支援総合センター</u>に関する<u>こと。</u></p> <p>(4) <u>受託研究員等</u>に関する<u>こと。</u></p> <p>(5) <u>科学研究費助成事業(他の課等の所掌に属する事務を除く。)</u> <u>その他学術研究助成及び各種学術奨励金</u>に関する<u>こと。</u></p> <p>(6) <u>独立行政法人日本学術振興会及び国立研究開発法人科学技術振興機構に係る国際交流業務</u>に関する<u>こと。</u></p> <p>(7) <u>特定プロジェクトの支援</u>に関する<u>こと。(他の課の所掌に属する事務を除く。)</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(8) <u>その他研究支援及び研究助成</u>に関する<u>こと。</u></p> <p>(9) <u>課の所掌事務の諸報告</u>に関する<u>こと。</u></p>	<p>(研究支援課)</p> <p><u>第24条 教学支援部研究支援課</u>においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>研究支援及び研究助成に係る事務の総括、企画、立案及び連絡調整</u>に関する<u>こと。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(2) <u>研究及び産学連携に係る特定プロジェクトの支援</u>に関する<u>こと。(他の課の所掌に属する事務を除く。)</u></p> <p>(3) <u>人を対象とする研究</u>に関する<u>こと。</u></p> <p>(4) <u>動物実験</u>に関する<u>こと。</u></p> <p>(5) <u>研究倫理及び研究倫理教育</u>に関する<u>こと。(法務・コンプライアンス課が所掌する事務を除く。)</u></p> <p>(6) <u>遺伝資源の利用から生ずる利益の構成で衡平な配分(ABS)</u>に関する<u>こと。</u></p> <p>(7) <u>グローバルイノベーション研究院</u>に関する<u>こと。</u></p> <p>(8) <u>その他研究支援及び研究助成に関する事務を処理</u>する<u>こと。</u></p> <p>(削る)</p>	
---	--	--

<p>2 <u>教学支援部研究支援課研究推進室においては、次の事務をつかさどる。</u></p> <p>(1) <u>グローバルイノベーション研究院(以下「GIR」という。)の事務全般に係る総括に関すること。</u></p> <p>(2) <u>GIRに係る運営委員会等に関すること。</u></p> <p>(3) <u>グローバルイノベーション研究院長の職務の補佐に関すること。</u></p> <p>(4) <u>研究に関する特定プロジェクトの支援に関すること。</u></p> <p>(5) <u>その他GIRの運営に関すること。</u></p>	<p>(削る)</p>	
<p>3 <u>教学支援部研究支援課産学連携室においては、第1項の事務のほか、次の事務をつかさどる。</u></p> <p>(1) <u>産学連携の事務に関し、総括し、企画し、立案し、及び連絡調整すること。</u></p> <p>(2) <u>先端産学連携研究推進センターに関すること。</u></p> <p>(3) <u>発明及び特許出願に関すること。</u></p> <p>(4) <u>産学連携に関する特定プロジェクトの支援に関すること。</u></p> <p>(5) <u>ディープテック産業開発機構に関すること。</u></p> <p>(6) <u>スマートコアファシリティ推進機構に関すること。</u></p> <p>(7) <u>その他産学連携に関すること。</u></p>	<p>(削る)</p>	
<p>4 <u>教学支援部研究支援課研究リスクマネジメント室においては、次の事務をつかさどる。ただし、他の課等の所掌に属する事務を除く。</u></p> <p>(1) <u>研究リスクマネジメントの体制整備に関すること。</u></p> <p>(2) <u>研究リスクマネジメントに関する情報管理に関すること。</u></p> <p>(3) <u>研究リスクマネジメントに係る相談対応に関すること。</u></p> <p>(4) <u>研究リスクマネジメントの普及啓発及び人材育成に関すること。</u></p>	<p>(削る)</p>	

<p>(5) <u>その他研究リスクマネジメントに関すること。</u></p> <p>5 <u>教学支援部研究支援課図書館支援室においては、次の事務をつかさどる。</u></p> <p>(1) <u>図書館の運営全般に係る総括に関すること。</u></p> <p>(2) <u>その他図書館に関すること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(財務課)</p> <p>第26条 経営部財務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>会計事務に関し、総括し、連絡し、及び調整すること。</u></p> <p>(2) <u>予算に関すること。</u></p> <p>(3)～(17) (略)</p> <p>(18) <u>契約事務の総括及び本部地区に係る物品調達並びに役務</u></p>	<p>(削る)</p> <p>(経営企画課)</p> <p>第25条 <u>経営部経営企画課においては、次の事務をつかさどる。</u></p> <p>(1) <u>経営企画に係る事務の総括、企画、立案及び連絡調整に関すること。</u></p> <p>(2) <u>大学戦略及び大学改革に関すること。</u></p> <p>(3) <u>大学院、専攻、学部、学科等の設置又は改廃に関すること。</u></p> <p>(4) <u>概算要求に関すること。</u></p> <p>(5) <u>大学経営に関する特定プロジェクトの支援に関すること。</u></p> <p>(6) <u>本学の中期目標・中期計画に関すること。</u></p> <p>(7) <u>本学の自己点検・評価及び外部評価の実施並びに第三者評価に関すること。</u></p> <p>(8) <u>インスティテューショナル・リサーチの実施及び活用に関すること。</u></p> <p>(9) <u>寄附募集戦略に関すること。</u></p> <p>(10) <u>その他経営企画に関する事務を処理すること。</u></p> <p>(財務課)</p> <p>第26条 経営部財務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>会計事務に係る事務の総括及び連絡調整に関すること。</u></p> <p>(2) <u>学内予算編成に関すること。</u></p> <p>(3)～(17) (略)</p> <p>(18) <u>契約事務の総括並びに本部地区に係る物品調達及び役務</u></p>	
--	--	--

契約に関すること。

(19) 課の所掌事務の諸報告に関すること。

(20) (略)

(施設整備課)

第 27 条 経営部施設整備課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 施設の整備及び有効活用等に関し、総括し、連絡し、及び調整すること。

(2) 施設整備に係る企画及び予算に関すること。

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) 施設に関する調査統計及び諸報告に関すること。

(7) (略)

(8) (略)

(総務課)

第 28 条 総務部総務課(情報化推進室及び環境安全管理室を除く。)においては、次の事務をつかさどる。

(1) 大学の事務全般について、総括し、連絡し、及び調整すること。

(2) 大学の管理運営について、調査し、企画し、及び立案すること。

(3)・(4) (略)

(5) 役員会、経営協議会及び教育研究評議会に関すること。

(6)・(7) (略)

(8) 法人登記に関すること。

(9) (略)

契約に関すること。

(削る)

(19) (略)

(施設整備課)

第 27 条 経営部施設整備課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 施設の整備、有効活用等に係る事務の総括、企画、立案及び連絡調整に関すること。

(削る)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(削る)

(5) (略)

(6) (略)

(総務課)

第 28 条 総務部総務課(広報室及び環境安全管理室を除く。)においては、次の事務をつかさどる。

(1) 大学の事務全般に係る総括及び連絡調整に関すること。

(2) 大学の管理運営に係る調査、企画及び立案に関すること。

(3)・(4) (略)

(5) 役員会、経営協議会、教育研究評議会等の諸会議に関すること。(他の課等の所掌に属する事務を除く。)

(6)・(7) (略)

(削る)

(8) (略)



<p>(10) <u>法人文書の発受及び整理保存に関すること並びに法人文書に関する事務を総括すること。</u></p> <p>(11) <u>情報公開に関すること。</u></p> <p>(12) <u>個人情報の保護に関すること。</u></p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) <u>学内規則等（部局等の規程及び細則を除く。）の制定及び改廃に関すること並びに学内規則等に関する事務を総括すること。</u></p> <p>(15) <u>大学院、専攻、学部、学科等の設置又は改廃に関すること。</u></p> <p>(16) (略)</p> <p>2 <u>総務部総務課情報化推進室</u>においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>情報化推進に係る企画・立案に関し、総括し、及び連絡調整すること。</u></p> <p>(2) <u>事務情報システムに関すること。</u></p> <p>(3) <u>総合情報メディアセンターに関すること。</u></p> <p>(4) <u>その他事務情報に関すること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>3 <u>総務部総務課環境安全管理室</u>においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>環境安全衛生の事務に関し、総括し、連絡し、及び調整すること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>その他環境安全衛生の事務に関すること。</u></p> <p>(企画課)</p> <p><u>第29条 総務部企画課</u>においては、次の事務をつかさどる。</p>	<p>(9) <u>法人文書の発受に関すること。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(11) (略)</p> <p>2 <u>総務部総務課広報室</u>においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>広報に係る事務の総括、企画、立案及び連絡調整に関すること。（他の課等の所掌に属する事務を除く。）</u></p> <p>(2) <u>東京農工大学基金の広報及び受入れに関すること。</u></p> <p>(3) <u>公開講座等大学開放に関すること。</u></p> <p>(4) <u>社会貢献・地域貢献活動に関すること。</u></p> <p>(5) <u>その他広報に関する事務を処理すること。</u></p> <p>3 <u>総務部総務課環境安全管理室</u>においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>環境安全衛生に係る事務の総括及び連絡調整すること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>その他環境安全衛生に関する事務を処理すること。</u></p> <p>(削る)</p>	
--	--	--

- (1) 本学の中期計画等に関すること。
- (2) 本学の自己点検・評価及び外部評価の実施並びに第三者評価に関すること。
- (3) 自己点検・評価結果及び外部評価の公表並びにその活用に関すること。
- (4) 全学計画評価委員会に関すること。
- (5) インスティテューショナル・リサーチ(以下「IR」という。)の実施・活用に関すること。
- (6) 広報事務に関し、総括し、企画し、立案し、連絡し、及び調整すること。(他の課等の所掌に属する事務を除く。)
- (7) 東京農工大学基金に関すること。
- (8) 公開講座等大学開放に関すること。
- (9) 社会貢献・地域貢献活動に関すること。
- (10) その他本学の計画評価、大学戦略、大学改革、IR及び広報に関し必要な事項に関すること。

(人事課)

第30条 総務部人事課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 人事事務に関し、総括し、連絡し、及び調整すること。
- (2)～(17) (略)
- (18) 人事に関する諸規程の立案に関すること。
- (19) 課の所掌事務の諸報告に関すること。
- (20) (略)

(新設)

(人事課)

第29条 総務部人事課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 人事に係る事務の総括、企画、立案及び連絡調整に関すること。
- (2)～(17) (略)
- (削る)
- (削る)
- (18) (略)

(法務・コンプライアンス課)

第30条 総務部法務・コンプライアンス課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 法務及びコンプライアンスに係る事務の総括及び連絡調整

(新設)

に関すること。

(2) 学内規則等（部局等の規程及び細則を除く。）の制定及び改廃に関すること並びに学内規則等に関する事務の総括に関すること。

(3) 争訟に関する事務の総括に関すること。

(4) 法人登記に関すること。

(5) 法人文書の整理保存及び法人文書に関する事務の総括に関すること。

(6) 情報公開に関すること。

(7) 個人情報の保護に関すること。

(8) コンプライアンス推進本部の運営に関すること。

(9) コンプライアンス推進計画の策定及び点検に関すること。

(10) 安全保障管理に関すること。（他の課等の所掌に属する事務を除く。）

(11) 研究リスクマネジメントに関すること。（他の課等の所掌に属する事務を除く。）

(12) その他法務及びコンプライアンスに関する事務を処理すること。

(学術情報課)

第31条 総務部学術情報課（図書館支援室を除く。）においては、次の事務をつかさどる。

(1) 情報化推進に係る事務の総括、企画、立案及び連絡調整すること。

(2) 事務情報システムに関すること。

(3) 総合情報メディアセンターに関すること。

(4) その他情報に関する事務を処理すること。

2 総務部学術情報課図書館支援室においては、次の事務をつかさ

<p>(府中地区事務部)</p> <p>第31条 府中地区事務部学生支援室においては、<u>農学府・農学部及び連合農学研究科</u>に係る次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) <u>取得可能な資格の認定等に係る関係官公庁への申請及び変更等の諸手続</u>に関すること。</p> <p>(13)～(20) (略)</p> <p><u>(21) 所掌事務の調査統計及びその他諸報告に関すること。</u></p> <p><u>(22) その他教務及び学生生活に関すること。</u></p> <p>2 府中地区事務部総務室においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 府中地区の事務全般に係る総括に関すること。</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>(8) その他府中地区の他の室に属しない<u>事務</u>に関すること。</p> <p>3 府中地区事務部会計室においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 諸報告に関すること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>4 府中地区事務部附属センター事務室においては、<u>農学部附属動物病院機構 (小金井動物救急医療センターを含む。)</u>、農学部</p>	<p>どる。</p> <p><u>(1) 図書館の運営全般に係る総括に関すること。</u></p> <p><u>(2) その他図書館に関する事務を処理すること。</u></p> <p>(府中地区事務部)</p> <p>第32条 府中地区事務部学生支援室においては、<u>農学府、農学部及び連合農学研究科</u>に係る次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) <u>取得可能な資格の認定等に係る関係官公庁への申請、変更等の諸手続</u>に関すること。</p> <p>(13)～(20) (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(21) その他教務及び学生生活に関する事務を処理すること。</u></p> <p>2 府中地区事務部総務室においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 府中地区の事務全般に係る総括<u>及び連絡調整</u>に関すること。</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>(8) その他府中地区の他の室に属しない<u>事務を処理</u>すること。</p> <p>3 府中地区事務部会計室においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(5) 動物の診療事務に関すること。</u></p> <p><u>(6) 診療料金の収納及び現金の出納保管に関すること。</u></p> <p><u>(7) 生産物の管理及び販売に関すること。</u></p> <p><u>(8) その他府中地区の会計に関する事務を処理すること。</u></p> <p>4 府中地区事務部戦略企画室においては、次の事務をつかさどる。</p>	
--	---	--

附属広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター、農学部附属感染症未来疫学研究センター及び農学部附属野生動物管理教育研究センターに係る次の事務をつかさどる。

(1) 事務全般に関し、総括し、連絡し、及び調整すること。

(新設)

(2) 動物の診療事務に関すること。

(3) 診療料金の収納及び現金の出納保管に関すること。

(4) 生産物の管理及び販売に関すること。

(5) 諸報告に関すること。

(6) その他事務に関すること。

(新設)

(1) 府中地区の管理運営に係る将来構想戦略の総括、企画、立案及び連絡調整に関すること。

(2) 府中地区の広報に係る総括、企画、立案及び連絡調整に関すること。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(3) その他府中地区の戦略及び広報に関する事務を処理すること。

5 府中地区事務部産学連携室においては、次の事務をつかさどる。

(1) 府中地区の研究及び産学連携に係る事務の総括、企画、立案及び連絡調整に関すること。

(2) 府中地区の共同研究、受託研究及び寄附金に関すること。

(3) 府中地区の受託研究員等に関すること。

(4) 府中地区の科学研究費助成事業その他学術研究助成及び各種学術奨励金に関すること。

(5) 府中地区の独立行政法人日本学術振興会及び国立研究開発法人科学技術振興機構に係る国際交流業務に関すること。

(6) 府中地区の研究及び産学連携に関する特定プロジェクトの支援に関すること。(他の課等の所掌に属する事務を除く。)

(7) 府中地区の安全保障管理に関すること。(法務・コンプラ

<p>(小金井地区事務部)</p> <p><u>第 32 条</u> 小金井地区事務部学生支援室においては、工学府・工学部及び生物システム応用科学府に係る次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 学生の修学指導に関すること。</p> <p>(10)・(11) (略)</p> <p>(12) 取得可能な資格の認定等に係る関係官公庁への申請及び変更等の諸手続に関すること。</p> <p>(13)～(20) (略)</p> <p><u>(21) 所掌事務の調査統計及びその他諸報告に関すること。</u></p> <p><u>(22) その他教務及び学生生活に関すること。</u></p> <p>2 小金井地区事務部総務室においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 小金井地区の事務全般に係る総括に関すること。</p> <p>(2) 工学研究院、工学府及び工学部に係る<u>運営委員会及び教授会等</u>に関すること。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(7) その他小金井地区の他の室に属しない事務に関すること。</p> <p>3 小金井地区事務部会計室においては、次の事務をつかさどる。</p>	<p><u>イアンス課が所掌するものを除く。)</u></p> <p><u>(8) 府中地区の研究リスクマネジメントに関すること。(法務・コンプライアンス課が所掌するものを除く。)</u></p> <p><u>(9) 学術研究支援総合センターに関すること。</u></p> <p><u>(10) スマートコアファシリティ推進機構に関すること。</u></p> <p><u>(11) その他府中地区の研究及び産学連携に関する事務を処理すること。</u></p> <p>(小金井地区事務部)</p> <p><u>第 33 条</u> 小金井地区事務部学生支援室においては、工学府、工学部及び生物システム応用科学府に係る次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 学生の修学に関すること。</p> <p>(10)・(11) (略)</p> <p>(12) 取得可能な資格の認定等に係る関係官公庁への申請、変更等の諸手続に関すること。</p> <p>(13)～(20) (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(21) その他教務及び学生生活に関する事務を処理すること。</u></p> <p>2 小金井地区事務部総務室においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 小金井地区の事務全般に係る総括及び<u>連絡調整</u>に関すること。</p> <p>(2) 工学研究院、工学府及び工学部に係る<u>運営委員会、教授会等</u>に関すること。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(7) その他小金井地区の他の室に属しない<u>事務を処理</u>すること。</p> <p>3 小金井地区事務部会計室においては、次の事務をつかさどる。</p>	
--	--	--

<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(5) 諸報告に関すること。</u></p> <p>4 小金井地区事務部戦略企画室においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>小金井地区の管理・運営に係る将来構想戦略に関し、総括し、企画し、連絡し、及び調整すること。</u></p> <p>(2) <u>小金井地区の広報に関し、総括し、企画し、連絡し、及び調整すること。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>生物システム応用科学府に係る運営委員会及び教授会等に関すること。</u></p> <p><u>(5) その他小金井地区の戦略及び広報に関すること。</u></p> <p>5 小金井地区事務部生物システム応用科学府事務室においては、当該学府に係る次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>事務全般に関し、総括し、連絡し、及び調整すること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) その他小金井地区に係る会計に関する事務を処理すること。</u></p> <p>(削る)</p> <p>4 小金井地区事務部戦略企画室においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>小金井地区の管理運営に係る将来構想戦略の総括、企画、立案及び連絡調整に関すること。</u></p> <p>(2) <u>小金井地区の広報に係る総括、企画、立案及び連絡調整に関すること。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(4) その他小金井地区の戦略及び広報に関する事務を処理すること。</u></p> <p>5 小金井地区事務部生物システム応用科学府事務室においては、当該学府に係る次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>事務全般に係る総括及び連絡調整すること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>生物システム応用科学府に係る運営委員会、教授会等に関すること。</u></p> <p><u>(4) その他学府の事務を処理すること。</u></p> <p>6 <u>小金井地区事務部産学連携室においては、次の事務をつかさどる。</u></p> <p>(1) <u>小金井地区の研究及び産学連携に係る事務の総括、企画、立案及び連絡調整に関すること。</u></p> <p>(2) <u>小金井地区の共同研究、受託研究及び寄附金に関するこ</u></p>	
---	--	--

<p>第4章 雑則 (雑則) 第33条 (略)</p>	<p>と。  <u>(3) 小金井地区の受託研究員等に関すること。</u>  <u>(4) 小金井地区の科学研究費助成事業その他学術研究助成及び各種学術奨励金に関すること。</u>  <u>(5) 小金井地区の独立行政法人日本学術振興会及び国立研究開発法人科学技術振興機構に係る国際交流業務に関すること。</u>  <u>(6) 発明及び特許出願に関すること。</u>  <u>(7) 小金井地区の研究及び産学連携に関する特定プロジェクトの支援に関すること。(他の課等の所掌に属する事務を除く。)</u>  <u>(8) 小金井地区の安全保障管理に関すること。(法務・コンプライアンス課が所掌するもの除く。)</u>  <u>(9) 小金井地区の研究リスクマネジメントに関すること。(法務・コンプライアンス課が所掌するもの除く。)</u>  <u>(10) 先端産学連携研究推進センターに関すること。</u>  <u>(11) ディープテック産業開発機構に関すること。</u>  <u>(12) その他小金井地区の研究及び産学連携に関する事務を処理すること。</u></p> <p>第4章 雑則 (雑則) 第34条 (略)</p>	
-------------------------------------	---	--

附 則 (令和5年7月1日規程第26号)  
この規程は、令和5年7月1日から施行する。